

全体を拭き取る等してください。同一箇所を拭き取る時は、常に同一面積を同一の手技で拭き取るようにしましょう。

(4) 頻度

原則は洗浄の都度の実施となります。しかしこれでは手間と費用がかかるので工夫して実施しましょう。

たとえば例のように検査の目的に応じて頻度決定してください。なお検査結果の推移を記録・確認し、その結果から分かることを現場でフィードバックが出来る頻度であることが重要です。

【例】

- ・従業員の手洗い教育のために実施したい ⇒ 月1回もしくは衛生教育訓練の前
- ・「抜き打ち」の衛生検査で実施したい ⇒ 不定期（月1回程度）

(5) 基準値設定

検査対象物の材質や形状によってATP検査の拭取りから得られた値の基準値は異なります。

たとえば手指はATPをもともと多く含む対象物であり、一方で平滑で水撥ね等が少ない位置のステンレス机は、ATP検査値は比較的低値が示されることが推定されます。

この2つを同じ基準値で評価することは適切であるとはいえないので、材質や検査場所ごとの基準値の設定も必要となってきます。

導入しやすい方法としては、検査機器のメーカー各社資料等に、材質や検査箇所に応じた推奨基準値が示されていることがありますのでその値を参考にすることです。

しかし実際の施設では、洗浄しにくい設備が多くあり、メーカーの参考資料の値を導入することは実態とあわないことがあります。そこで実際の事業所において検査結果をもとに決定する方法を御紹介します。

検査結果のばらつきから基準値を決定する手法です。

検査箇所を選び、数日間ATP値を測定して、各日の検査結果のばらつきを見る。

結果のばらつきが大きい場合

⇒ 測定結果を値が小さいほうから80%の値が合格する値を基準値に設定する。

ばらつきが小さい場合

⇒ 平均値を基準値に設定してもよいでしょう。

設定した基準値も定期的に見直しを行い、より衛生的となる基準値を設定するようにしましょう。

【まとめ】

ATP検査は細菌培養法に比べて即時性があり簡便な衛生検査手法です。日々の衛生管理だけでなく、洗浄方法の検証、衛生教育、使用部品・機械器具の交換やメンテナンスの

時期の管理などにも活用できる検査です。

洗浄効果の確認を目視のみに頼るのではなく、A T Pによるふき取り検査を導入することで見えてくる衛生的な課題もあるかもしれません。

②「食品関連事業者向け講座 ～景品表示法および食品表示法の基礎知識～」の御案内

滋賀県内の食品関係の事業を行う事業者および関心のある消費者の方を対象に景品表示法（表示のみ、景品を除く）および食品表示法の基本的な知識を学んでいただく講座を開催します。

基礎的な内容となっておりますが、御興味がございましたら御参加ください。

[日 時] 令和4年11月17日（木） 10：00～12：00

[対 象] 滋賀県内で食品関係の事業を行う事業者および関心のある消費者

[開催方法] Z o o mによるオンライン開催

[定 員] 100回線（事前申込み先着順）

[参加費] 無料

[内 容] ※ 内容は都合により変更する場合があります。

● 食品表示法の基礎知識 ① 《 生活衛生課 食の安全推進室 》

● 食品表示法の基礎知識 ② 《 미래の農業振興課 》

● 景品表示法の「表示」の基礎知識（景品を除く） 《 県民活動生活課 》

[申込方法] 令和4年11月10日（木）までに、下記いずれかの方法で申し込みください。

方法1 : メールアドレス (shohi@pref.shiga.lg.jp) に次の①～⑧を記載の上、送信してください。

①氏名(ふりがな)(※複数参加の場合は代表者様のお名前をお書きください。)

②参加人数 ③使用回線数 ④電話番号 ⑤メールアドレス ⑥事業所名

⑦所在する市町 ⑧事前質問(ある場合)

※全ての質問にはお答えできませんので御了承ください。消費者(事業者以外)の方は、⑥・⑦の記載は不要です。

方法2 : 県民活動生活課HP (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/shouhiseikatsu/327513.html>) にて様式をダウンロードして必要事項を記入しFAX(番号:077-528-4840)を送付する。

方法3 : しがネット受付サービス (<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/hyoujikouza>) にて必要事項を記入し申し込む。

[主 催] 滋賀県

[問合せ先] 滋賀県 県民活動生活課 消費生活・安全なまちづくり係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL: 077-528-3412

=====
=====

③【パブリックコメント】食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について（密封包装食品製造業の対象外食品の追加）

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントが開始されています。

内容は、密封包装食品製造業の対象外食品の追加になります。

詳細は下記 URL を御確認ください。（意見・情報受付締切日：2022年11月18日）

【URL】（e-GOV ポータル（電子政府の総合窓口））

・食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について（e-GOV）
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220194&Mode=0>

=====
=====

◆-----◆
食品安全監視センターの所在地・連絡先

〒520-0834

滋賀県大津市御殿浜13番45号（滋賀県衛生科学センター内）

TEL : 077-531-0248

FAX : 077-537-8633

Email : shokuhin@pref.shiga.lg.jp

（「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」の添付ファイルを送信いただく際、古い Ver. の Word 文書・Excel 文書（拡張子*.doc、*.xls 等）は滋賀県のセキュリティシステムで自動的に削除されてしまいますので、ファイルの種類（拡張子）を「*.docx（Word 文書）」、「*.xlsx（Excel ブック）」としてご送信願います。）

《交通案内》

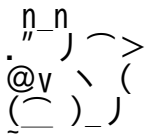
JR石山駅北口下車 徒歩10分

京阪電車石山坂本線粟津駅下車 徒歩5分

☆食品衛生に関するもっと詳しい情報を知りたい方は、
滋賀県ホームページの食の安全情報にアクセスしてください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/>

☆「ぷちリス」バックナンバーは食品安全監視センターHPに掲載しています。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/syokunoanzen/300257.html>



食品安全監視センター通信

ぷちリス

